

脳血管疾患取扱規程

制定 令和7年4月1日

秋田観光バス株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 脳血管疾患に起因する事故を防止するため、秋田観光バス株式会社（以下「当社」という）における脳健診、精密検査及び治療に係る乗務員との取り決めとして、本規程を定める。

第2章 脳健診の受診

(受診対象者)

第2条 受診対象者は以下の者（直近3年以内に受診した者を除く）とする。

- (1) 40歳以上の者。
- (2) 年齢に関わらず、以下のいずれかに該当する者。
 - ①脳血管疾患の家族歴がある
 - ②高血圧
 - ③過度の飲酒
 - ④喫煙者
 - ⑤糖尿病
 - ⑥脂質異常症
 - ⑦肥満
 - ⑧メタボリックシンドローム

(受診方法及び機関の決定)

第3条 脳健診を当社の指定する受診機関で受けることとする。

(受診頻度)

第4条 3年に1回程度を目安とし、受診することとする。

(受診手順)

第5条 以下の手順で行うこととする。

- (1) 営業所担当者が第4条に従い運転者に対し検査実施の案内を行う。
- (2) 運転者は運行管理者及び営業所担当者と相談し受診の候補日を決定する。
- (3) 営業所担当者は受診機関に予約を行い、決定した受診日を運転者に通知する。
- (4) 運転者は決定した受診日に受診機関にて受診する。

(検査の説明)

第6条 毎年度の脳健診の実施計画に伴い、脳健診の必要性や検査方法等について対象者に説明を執り行うこととする。

(受診費用)

第7条 脳健診に関しては、検査にかかる費用のうち、青森県バス協会からの助成額との差額分を当社が負担するものとする。助成金が支払われない者の費用に関しては当社が全額負担することとする。

(受診結果の確認)

第8条 受診機関からの脳健診の個人結果については当社でも確認することとする。異常所見の疑いがある者に関しては1年後を目安に脳健診を受診させる。また、精密検査が必要と診断された者に関しては速やかに精密検査を受診させる。

第3章 精密検査の受診

(精密検査受診対象者)

第9条 脳健診の結果、異常所見があると診断された者とする。

(受診方法)

第10条 検査所または他の精密検査実施病院において、各自で精密検査を受診することとする。

※その際、検査結果及び検査所発行の「紹介状」を必ず持参し精密検査受診医療機関に提出することとする。

(精密検査結果の報告)

第11条 精密検査を受けた者は、検査結果が届き次第、書面にて速やかに会社に報告することとする。

(精密検査後の対応について)

第12条 精密検査の結果、経過観察と診断された者は主治医の指示に従い経過観察を行い、治療が必要と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、経過観察・治療状況について運行管理者に逐次報告することとする。

(治療を開始した者への対応)

第13条 治療が必要と診断された者に対する乗務可否の判断は、専門医、産業医、運行管理者、運転者の意見や治療状況を勘案し、当社が総合的に判断する。

(上記の処遇に関して)

第14条 脳血管疾患と診断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断した場合には、当社が適切な説明責任を果たした場合を除き、当該処置を無効とする。

第4章 個人情報

(個人情報の取扱)

第15条 当社においては、脳健診及び精密検査の結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- (1) 保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄する。
- (4) 個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

附則

第1条 本規程は、令和8年6月1日より有効とする。

以 上